

1 幾何学（学問）に王道なし

プトレマイオスがユークリッドに「幾何学を学びたいのだが、この教科書を読むよりも簡単な方法はないのか」と訊ねたことがきっかけで、有名な一節が生まれたとされています。ユークリッドはこう答えました。「幾何学（学問）に王道なし」、と。ユークリッドは、学問を体得するのに簡単な方法などないと、王様に向かってはっきりと明言したのです。それでは、ユークリッドは、どのように学んでいくのがよいと王様に教えたのでしょうか？その教科書を読む以外に道はないと示唆したのでしょうか？幾何学は難しいといったのでしょうか？

ところで、私たちがユークリッドに「司法試験に合格したいが、どうやったら簡単に通ることができるか」と訊ねたら、彼はどのような返事をしてくれるのでしょうか？彼は「司法試験に王道なし」と答えるのでしょうか？司法試験の勉強が学問的側面しか持っていないのであれば、彼はそのように答えざるを得ないでしょう。しかし、司法試験の勉強には、「試験」としての側面もあります。もしかすると彼は、後者の側面との関係では「いい方法があるよ」と答えてくれるかもしれません。学問の目的は真理への到達、試験の目的は合格だからです。試験には一定の基準があるからです。

「いい方法」とはなんのでしょうか。万人に当てはまるものなどおそらくありません。皆さんが自分自身で見つけていくしかないと思います。こうした過程は、さながら自分探しの旅と似ているのではないのでしょうか。皆さんは、自分自身の能力がどのような環境や方法によって最も伸びるかを知っているのでしょうか？孟母三遷とはよくいいますが、大人であってもそれは変わりません。もしもこのようなことを考えたことがないのであれば、ぜひこの司法試験という機会に考えてみてください。私たち合格者の話も、そうした「自分の力を伸ばすことのできる状態」を発見する一助となるに過ぎません。それを知るというのは、生涯を通じた財産です。自分の能力を最大限伸ばしていく方法が見つかれば、あとはその方法を信じて実践していくことです（柔軟さを忘れずに）。たとえその方法が周りとは全く異なるものであったとしても気にすることはありません。

2 司法試験における三種の神器

抽象的な話ばかりもつまらないでしょうから（私は大好きなのですが）、司法試験の勉強における、いわゆる最大公約数とは何なのかについて、私なりの感覚を伝えたいと思います。最大公約数とは、つまり受験者であれば誰もが実践すべき共通の事柄です。

- ① 条文
- ② 基本書
- ③ 判例

間違いなくこの三つだと思います。みなさんはこう思いませんか？そんなの何度も聞いた

ことがある！と。けれども、ここに挙げた三つは、やはり何より大切です。問題は、これら三つに対してどのように接するか、比喩的に言えば「どのように消化するか」にあります。なお、③については、調査官解説を参照することを強く勧めます。司法試験の対策のためにはもちろんのこと、法律を深く理解するためにも、調査官解説は欠かせません。

全てを指摘し尽くすことはとてもできないのですが、例えば①について。私からすると、条文をただ漫然と（何ら目的を持たず、と言い換えてもいいかもしれません。）読んでいる人がとても多いように思います。第一、「及び・並びに・又は・若しくは」の使われ方を正確に理解すること（例えば借地借家法6条参照）。いろはのいです。第二、みなさんは株式会社と「役員」との関係と聞いて（会社法330条）、あるいは「供述録取書等」と聞いて（刑訴316条の15第1項5号）、それが何なのかが正確にわかりますか。条文は、それを実際の事案に対して適用することができて、はじめて意味を持ちます。適用できないのであれば法律家ではありません。適用するための大前提は、そこに書かれている言葉の意味がわかることです。第三、法律関係を証する書面については証書真否確認の訴えを提起することができますが（民訴134条）、では、「兄弟姉妹末永く仲良く暮らすように」と書かれた遺言書についてこの訴えを提起することができるでしょうか？それができるかは、「法律関係を証する文書」を当該文書の記載内容を踏まえて判断するのか、記載内容を離れて当該文書の一般的性格から判断するのか、このいずれによるかで決まります。どちらが適切でしょうか。それを決めるための重要な要素が、どうしてこのような条文が設けられているのか、この設例に則していえばどうして証書真否確認の訴えが特に許容されているのかです。確認の訴えの許容性と密接に関わることも明らかです。文言解釈が法律家の基礎であることはいうまでもありません。判例も、上記文言の解釈を行いました。文言解釈を施した判例は、この意味でとても大切です。難しい議論についていくためには、ここで紹介した要素などを確実に押さえていなければなりません。

②については、多言を要しないでしょう。基本書なくして上達はありえません。ただ、いつも「書」であるとは限りません。私は、法学教室や警察学論集などの連載を好んで使っていました。自分に合った基本書を見つけること、これもとても大切な能力だと思います。みんなが使っているからといって、その教材が必ずしも自分にフィットするわけではありません。

③について。判例の勉強とは、判旨を覚えることではありません。どのような事案において、どのような点を解決するため、どのような理由を述べて（あるいは、刑法でよくあるように、特に理由を述べないで【こうしたときに調査官解説がとても生きてきます】）、どのような結論を導いたかを理解することだと思います。より理解を深めたい場合は、主論と傍論の区別や、法理判例・事例判例・場合判例の別、判例の射程なども考えてみることです。皆さんの多くは、クロロホルム事件を知っていると思います。第三要件は「時間的場所的接着性」とよくいわれますね。では、クロロホルム事件では、第一行為と第二行為の間に、時間としてどのくらいの、距離としてどのくらいの乖離（及び事情）があった

のでしょうか。判例規範を実際の事案に当てはめる場合、「さじ加減」がとても重要になります。「第一行為と第二行為の間には、時間として1時間、距離として5kmしか乖離がないため、時間的場所的接着性が認められる」という答案と、「クロロホルム事件では・・・で時間的場所的接着性が肯定されている（敢えて答えは書きません。）ので、それよりも乖離の程度の低い本件でもこれは肯定される」という答案があったとしましょう。司法試験委員会はどちらの答案を高く評価するのでしょうか？

①ないし③の勉強を自分の可処分時間やライフスタイルとの関係でうまく実践していくことが「最大公約数」なのではないのでしょうか。そして何より、勉強を楽しみ、勉強できる喜びを噛みしめることです。好きこそものの上手なれ、楽しければ自ずと力はつきます。

3 択一勉強の重要性と直前期の勉強について

前置きを一つ。今回の私の報告のすべてにかかることですが、勝てば官軍です。司法試験に合格すればそこでの方法が一つのサクセスストーリーとなるわけですが、それが皆さんにとって適切かどうかは別問題です。

択一勉強の重要性についてですが、これは個々人にとってその重要性が異なることはいうまでもありません。私は論文と択一が有機的に関連していると感じていました。説得力のある論文を書くためには、条文と判例の知識や理解が不可欠であり、そこをしっかりと理解していれば択一はある程度できるはずです。他方、択一に通らなければ話にならないという意味での重要性は、誰にとっても共通だと思います。この観点について私は以下のように思っていました。勉強を継続する中で択一の過去問を解いて7から8割程度の正答率が得られない場合、「司法試験委員会の求める勉強」からずれている可能性が高い、と。条文と判例の正確な理解があれば、7割を下回ることはないでしょう。

次に、直前期の勉強について。これも人それぞれでしょう。普段と違うところがあるとするれば、精神面と肉体面の管理を特に意識しなければならないといったところでしょうか。